



都市計画法に基づくごみ中間処理施設の 都市計画原案に関する説明会のお知らせ

厚木市・厚木愛甲環境施設組合では、厚木市環境センターの老朽化に伴い、金田地区において、新たなごみ中間処理施設を建設するための『(事業名) ごみ中間処理施設整備事業』を計画しています。

この度、ごみ中間処理施設の都市計画原案を作成いたしましたので、原案の内容や今後の手続について、説明会を開催いたします。

都市計画原案説明会

日 時 平成30年8月23日(木)
午後7時から午後8時まで

会 場 依知南公民館 集会室
(厚木市下依知3-1-7)

- ※ 申込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。
- ※ 駐車スペースに限りがございます。公共交通機関を御利用ください。
- ※ 前回説明会終了後、意見書の受付を行いました。が、都市計画原案に反映する御意見はありませんでした。したがって、前回御説明した都市計画素案を都市計画原案とするものです。



都市計画原案の縦覧及び公述申出の受付

期 間 平成30年8月21日(火)から平成30年9月4日(火)まで

縦覧場所 厚木市役所第二庁舎12階 都市計画課
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜を除く)

公述申出 縦覧期間中、市内に住所を有する方及び利害関係人は公述の申出ができます。公述申出書は、平成30年9月4日(火)必着で都市計画課へ郵送又は持参してください。
※ 公述申出書は、都市計画課窓口で配布するほか、厚木市ホームページからもダウンロードできます。

公聴会(公述申出があった場合に開催)

日 時 平成30年9月18日(火)午後7時から午後8時まで

会 場 依知南公民館 集会室(厚木市下依知3-1-7)

- ※ 傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
- ※ 公聴会開催の有無は、9月6日(木)以降に都市計画課に電話でお問合せいただくか、厚木市ホームページで御確認ください。

厚木市ホームページ

厚木市 ごみ中間処理施設 検索

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d041994.html>

1 『ごみ中間処理施設整備事業』の概要

事業の目的

厚木市環境センターは、昭和63年から約30年間稼働しているため老朽化しており、施設の建替えが必要な状況となっています。

本事業は、厚木愛甲環境施設組合が、厚木市、愛川町及び清川村の一般廃棄物（家庭ごみ等）の共同処理を行うため、広域的なごみ処理施設を整備するものであり、ごみの適正処理や循環型社会形成に寄与することを目的とします。

また、大規模災害発生時にも稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、地域の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物を円滑に処理する災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた地域の防災拠点となる施設とします。

ごみ中間処理施設の整備概要について



【事業の概要】

- 事業者 厚木愛甲環境施設組合（構成市町村：厚木市、愛川町、清川村）
- 場所 厚木市金田地内
- 区域の面積 約5.5ヘクタール
- 処理能力 273 t／日
- 供用開始 2025年度（予定）

緑地のエリアについて

緑地のエリアは、「自然環境に親しみながら子どもから高齢者までが安心して遊べて楽しむことができる気持ちの良い広々とした身近な緑地」を整備のコンセプトといたします。

なお、大規模災害が発生した際には、厚木市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物のうち、『分別された可燃ごみ』を一時的に仮置きする災害廃棄物一時保管場所として利用します。

2 都市計画原案の概要

都市計画を定める必要性

建築基準法第51条では、「ごみ焼却場は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と定められています。

このことから、ごみ中間処理施設の敷地の位置を決定するため、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積について都市計画の原案を作成するものです。

都市計画原案の内容

厚木愛甲環境施設組合により整備されるごみ中間処理施設を、新たに都市計画施設として追加しますので、次のとおり都市計画決定の内容を変更します。

なお、ごみ中間処理施設の供用開始後、現厚木市環境センターの都市計画を廃止します。

変更前 (都市施設の種類) ごみ焼却場

都市施設の名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t/日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走 落・字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t/日

変更後 (都市施設の種類) ごみ焼却場

赤字: 変更する内容

都市施設の名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t/日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走 落・字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t/日 新施設供用開始後、現 施設は廃止を行う※1
3	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河 内下及び字新	約5.5ha	処理能力 273t/日

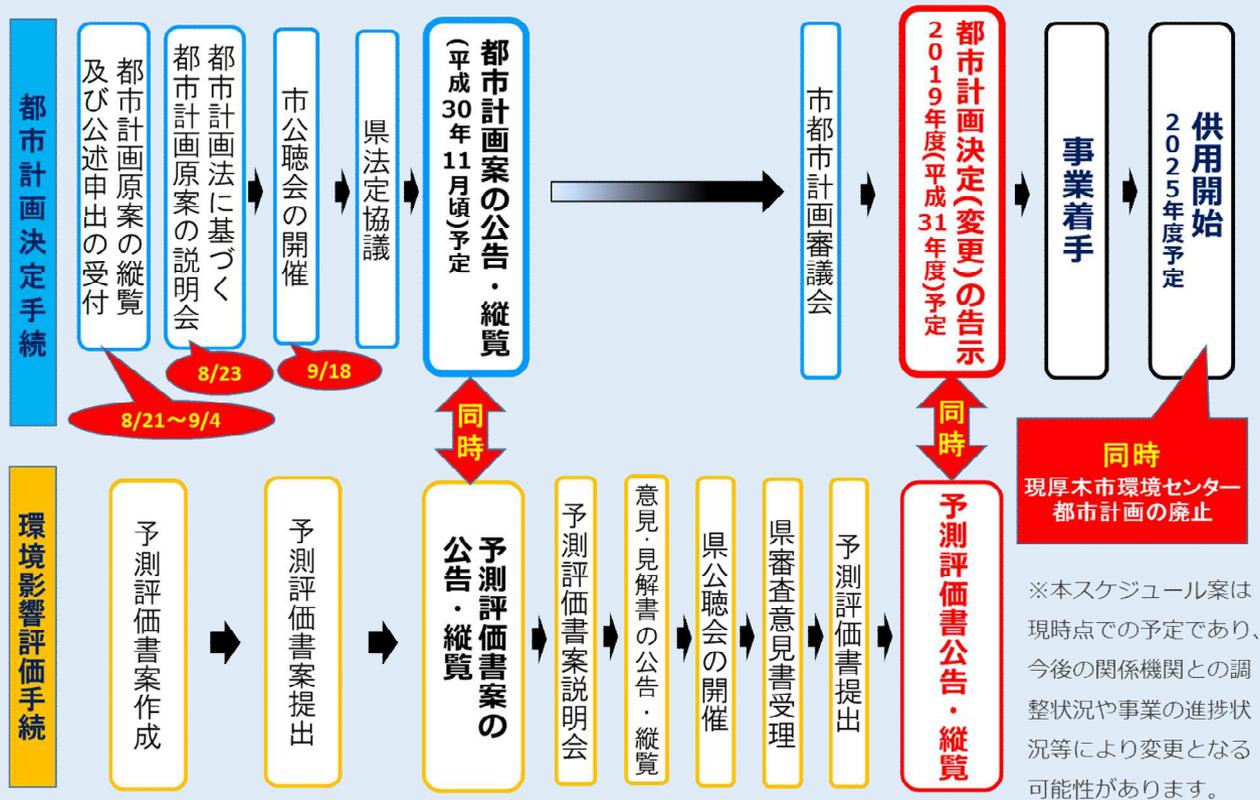


※1 第2号厚木市環境センターについては、2025年度の第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の供用開始後、都市計画を廃止し、表から削除します。これに伴い、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設については、都市施設の名称を第3号から第2号に変更する予定です。

3 今後の事業の流れと都市計画手続

本事業は、神奈川県環境影響評価（環境アセスメント※²）条例の対象事業となりますので、都市計画の手続と環境アセスメント手続を同時に進め、都市計画決定（変更）の告示と、予測評価書の公告・縦覧を、2019（平成31）年度に同時に予定しています。

また、厚木市に住所を有する方、当該都市計画について利害関係を有する方は、公聴会に出席して都市計画原案に対する意見を述べるすることができます。



※2 環境アセスメント

一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていくとする制度です。

《問合せ先》

・都市計画手続について

厚木市まちづくり計画部都市計画課 TEL (046) 225-2400 (直通)
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

・事業の内容について

厚木愛甲環境施設組合 TEL (046) 297-1153
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階